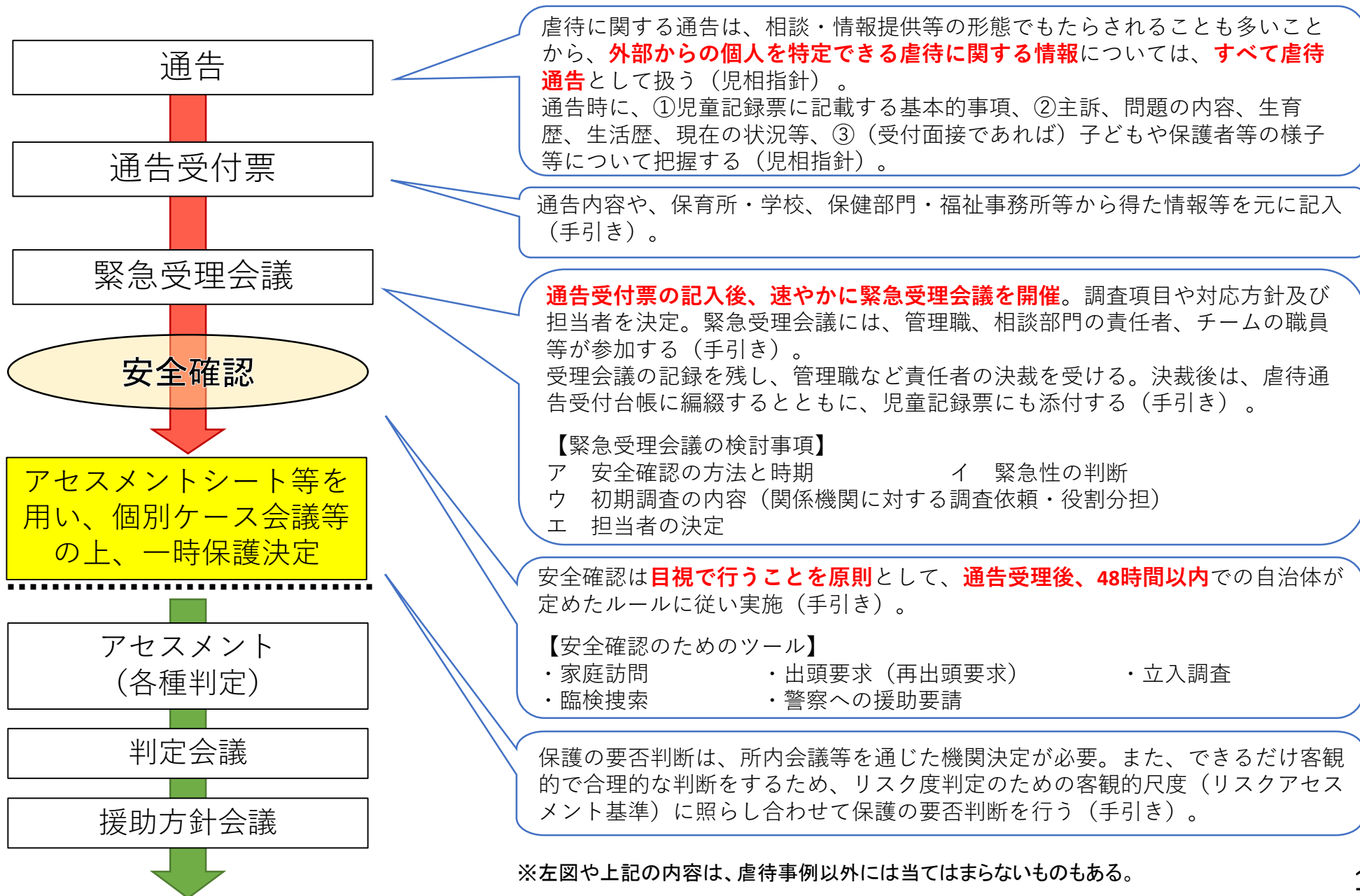


一時保護に至る流れ

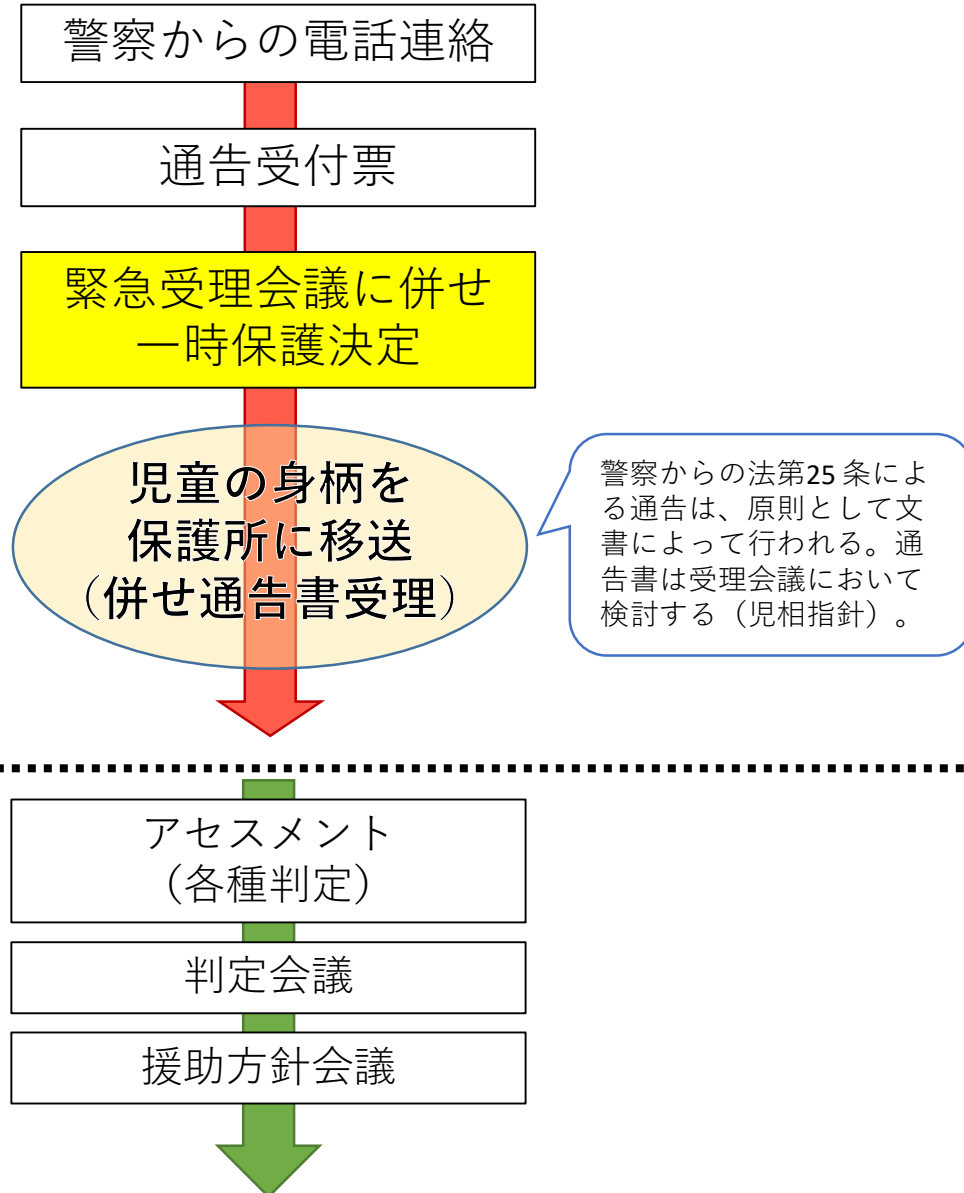
通告から一時保護に至る流れ（標準的なもの）



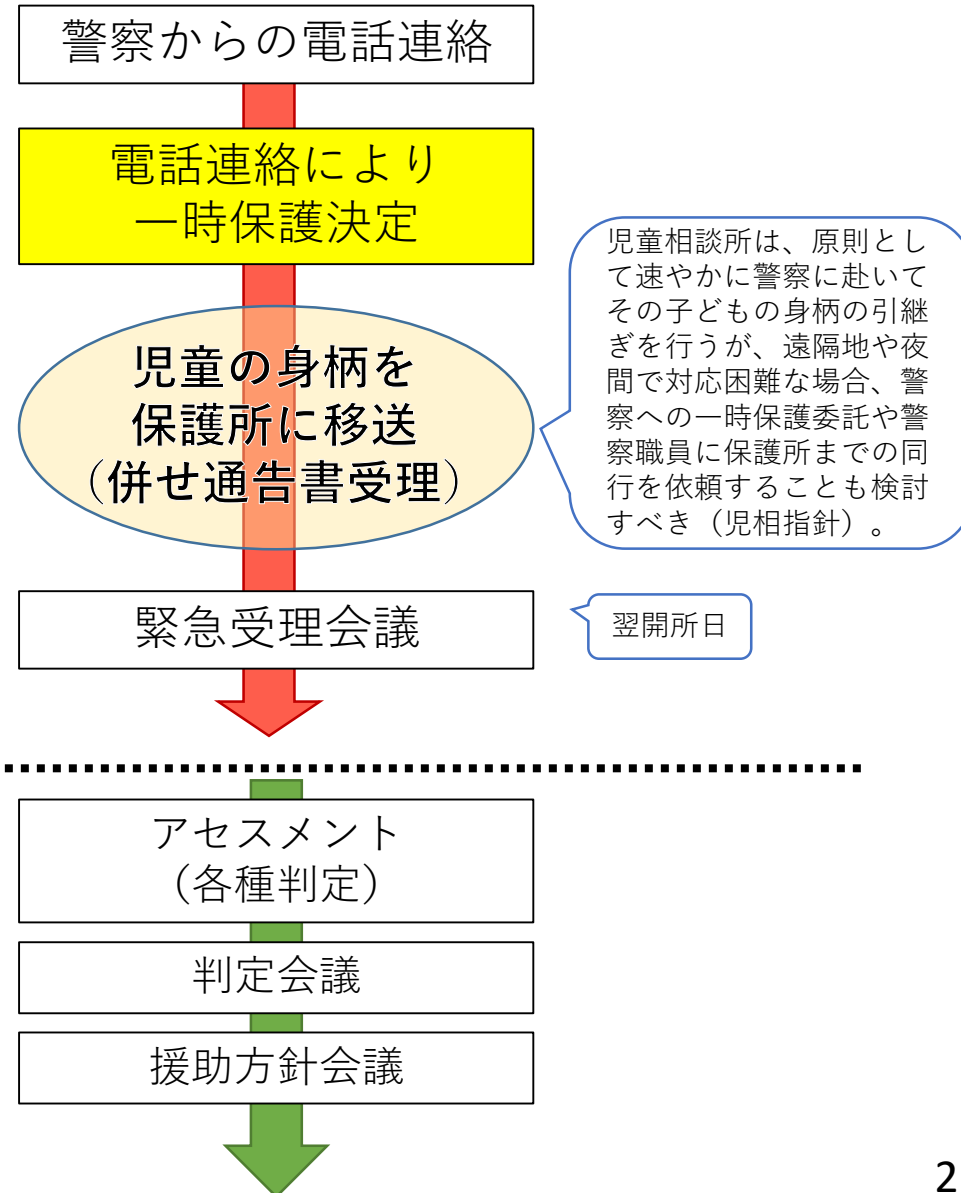
通告から一時保護に至る流れ（身柄付き通告）

※以下は複数の児童相談所に聞き取りを行ったフローを図にしたもの

〈身柄付き通告（開所時間中）〉



〈身柄付き通告（夜間・休日）〉



身柄付き通告を受けて行った一時保護とそれ以外の件数（一時保護の期間別）

■警察からの身柄付き通告を受けて行った一時保護とそれ以外の一時保護それぞれの件数（一時保護の期間別）（実態把握調査より抜粋）

[単位：件]

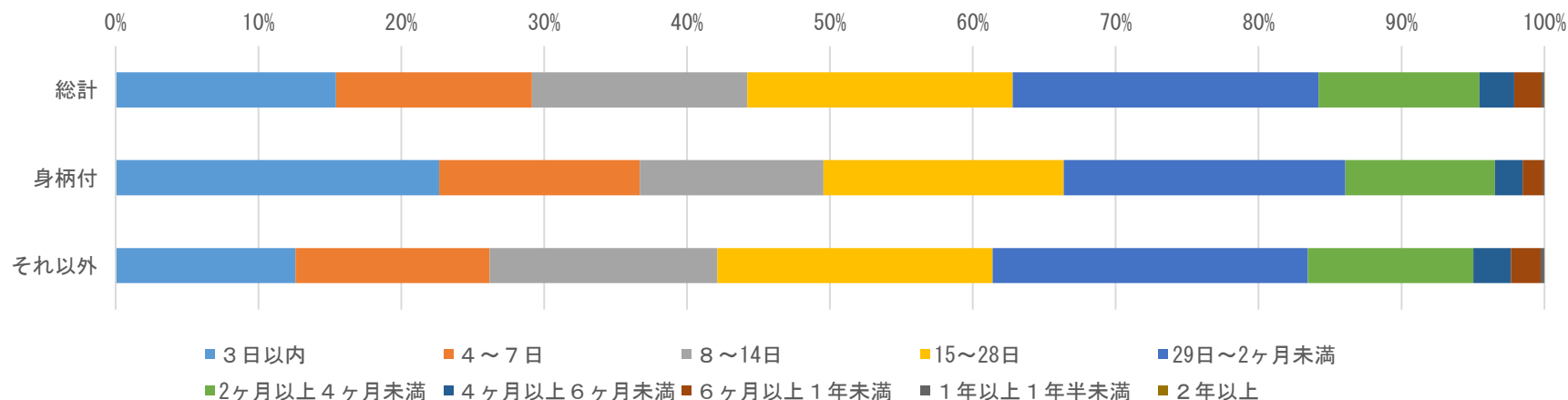
	3 日以内	4 ～ 7 日	8 ～ 14 日	15 ～ 28 日	29 日～ 2 ヶ月未 満	2 ヶ月以 上 4 ヶ月 未 満	4 ヶ月以 上 6 ヶ月 未 満	6 ヶ月以 上 1 年未 満	1 年以上 1 年半未 満	2 年以上	総計
総計	2023 15%	1798 14%	1975 15%	2435 19%	2804 21%	1478 11%	318 2%	250 2%	26 0%	1 0%	13110 100%
身柄付	838 23%	519 14%	476 13%	622 17%	729 20%	387 10%	72 2%	53 1%	3 0%	0 0%	3700 100%
虐待	478 21%	278 12%	308 13%	414 18%	483 21%	261 11%	53 2%	41 2%	2 0%	0 0%	2319 100%
虐待以外の養 護	199 29%	136 20%	76 11%	113 17%	106 16%	38 6%	6 1%	6 1%	0 0%	0 0%	680 100%
障害	6 55%	0 0%	1 9%	2 18%	1 9%	1 9%	0 0%	0 0%	0 0%	0 0%	11 100%
非行	122 22%	77 14%	63 12%	76 14%	112 21%	77 14%	11 2%	5 1%	1 0%	0 0%	544 100%
保健・育成そ の他	33 23%	28 19%	28 19%	17 12%	27 18%	10 7%	2 1%	1 1%	0 0%	0 0%	146 100%
それ以外	1185 13%	1279 14%	1499 16%	1813 19%	2075 22%	1091 12%	246 3%	197 2%	23 0%	1 0%	9410 100%
虐待	550 10%	606 11%	751 14%	1035 19%	1334 25%	691 13%	177 3%	146 3%	18 0%	1 0%	5309 100%
虐待以外の養 護	453 15%	524 17%	592 19%	589 19%	555 18%	296 10%	50 2%	35 1%	3 0%	0 0%	3098 100%
障害	13 17%	10 13%	11 14%	18 24%	16 21%	5 7%	2 3%	1 1%	0 0%	0 0%	76 100%
非行	58 16%	55 15%	56 15%	67 18%	75 20%	45 12%	9 2%	7 2%	1 0%	0 0%	373 100%
保健・育成そ の他	111 20%	84 15%	89 16%	104 19%	95 17%	54 10%	8 1%	8 1%	1 0%	0 0%	554 100%

【平成31年 4 月 1 日から令和元年 7 月末までの 4 ヶ月間に一時保護が終了したケースを対象に調査】

身柄付き通告の件数と割合

○ 一時保護開始全件(13,110件)のうち、身柄付き通告がきっかけとなったのは、**約3割**(28.2%)であり、年々件数は増加している。

■ 警察からの身柄付き通告を受けて行った一時保護とそれ以外の一時保護それぞれの一時保護の期間の分布 (実態把握調査より抜粋)



■ 警察からの身柄付き通告を受けて行った一時保護の件数 (実態把握調査より抜粋)

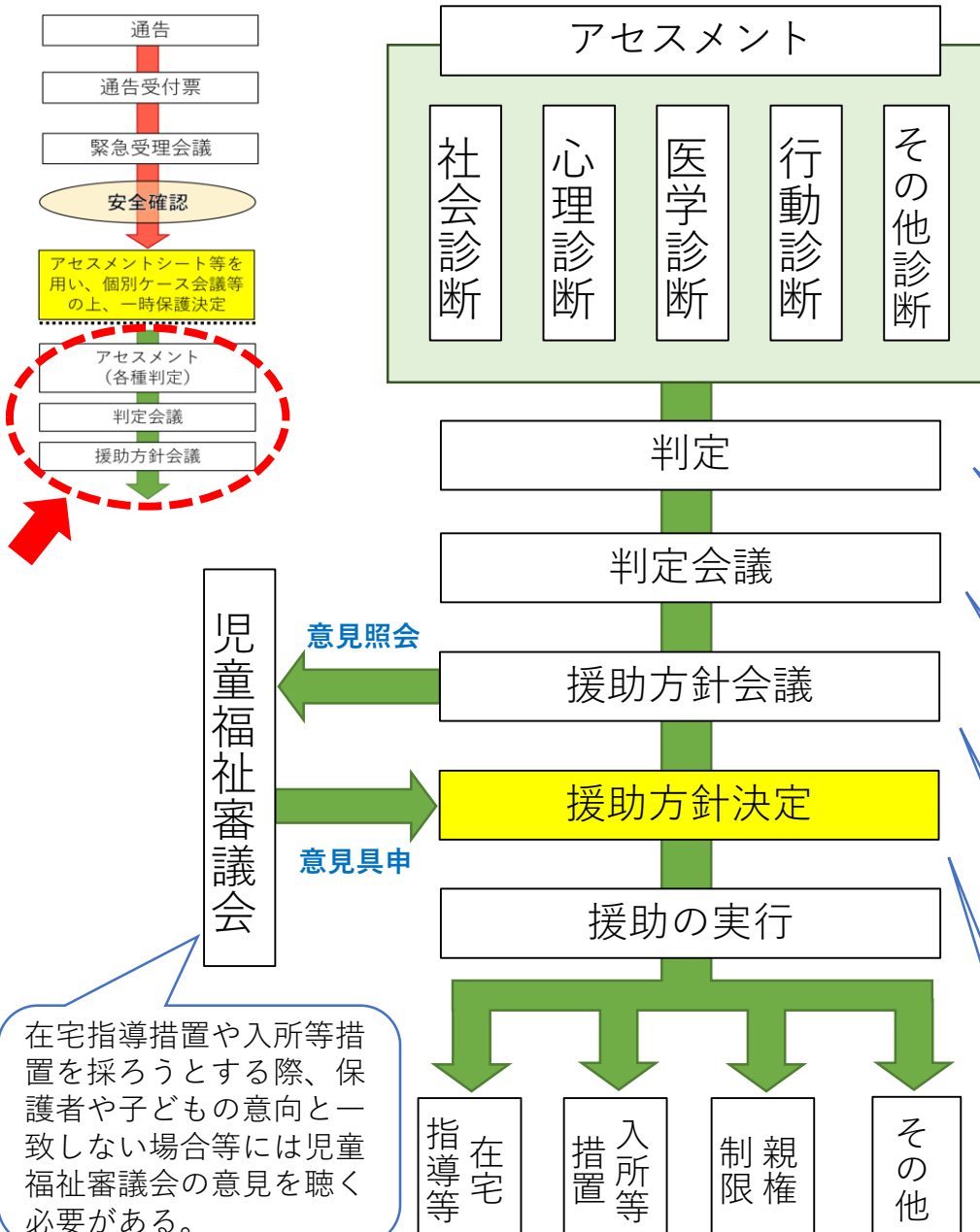
[単位: 件]

	今回調査	H28調査	伸び率
総数	3700	2562	1.4倍
虐待を理由とする	2319	1478	1.6倍
虐待以外の養護を理由とする	680	425	1.6倍
障害を理由とする	11	6	1.8倍
非行を理由とする	544	542	1.0倍
保健・育成その他を理由とする	146	111	1.3倍

【平成31年4月1日から令和元年7月末までの4ヶ月間に一時保護が終了したケースを対象に調査

「H28調査」欄は、平成28年4月1日から7月末までの4ヶ月間の同様の調査結果】

(参考) 一時保護後の手続フロー



社会診断とは、主に**児童福祉司が行う**、主訴（通告）の内容、背景課題、虐待の内容、子どもや家族の生育歴や人間関係、社会資源の活用可能性、親子の意向などを明らかにする、**判定の基礎**になる診断。

心理診断とは、**児童心理司が行う**、面接、観察、心理検査等をもとに子どもの発達や心理がどのような影響を受けているかを診断するもの。

医学診断とは、**医師が行う**、問診、診察、検査等をもとに医学的な見地から子どもの援助の方針を定めるために行うもの。

行動診断とは、**一時保護部門の職員が行う**、児童の生活習慣、態度や行動、対人関係などを面接や観察から明らかにするため行う。原則として週1回保護所の観察会議で検討し、児童記録票に記載。

判定は、**各種診断に基づき行う総合診断**であり、下に記載した援助方針の作成と不可分の関係にある。判定の所見は主担当が作成するが、判定自体は判定会議など**関係者の協議により行う**。

判定会議は、判定・指導部門の長が主催し、児相長、各部門の長、各担当者等が参加し、原則週1回開催。各担当者の診断等を総合的に検討し、判定を行う。会議の経過及び結果は判定会議録に記録する。

援助方針会議は、措置部門の長が主催し、児相長、各部門の長、各担当者等が参加し、原則週1回開催。調査～判定に基づき、子どもや保護者に対する援助方針を決定する。原則として、受理会議後、児相が相談援助することとした全ての事例について行う。また、事例の終結・変更も援助方針会議で決定する。会議の経過及び結果は援助方針会議録に記録する。

援助方針会議の結果に基づき、**事例の主担当が援助方針を作成**（所長まで決裁）

(参考) 関連様式

(参考1) 虐待相談・通告受付票の様式

表3-1 (参考様式1)

虐待相談・通告受付票		聴取者 ()	
受理年月日		令和 年 月 日 () 午前・午後 時 分	
子ども	ふりがな氏名		
	生年月日	平成・令和 年 月 日生 () 歳 男・女	
	住 所		
	就学状況	未就学 / 保・幼・小・中・高校 年 組 担任名 () 出席状況: 良好 欠席がち 不登校状態	
保護者	ふりがな氏名		
	職 業		
	続柄年齢	続柄 () 年齢 (歳)	続柄 () 年齢 (歳)
	住 所	電話	
虐 待 内 容		・誰から ・いつから ・頻度は ・どんなふう	
虐待の種類		(主◎ 従○:身体的/性的/ネグレクト/心理的)	
子どもの状況		・現在の居場所: ・保育所等通園の状況:	
家庭の状況		・家族内の協力者 () ・家族以外の協力者 () ・きょうだいの有無 有 ・ 無 ・同居家族 ・DV被害等	
情報源と保護者の了解		・通告者は 実際に目撃している・悲鳴や音等を聞いて推測した ・通告者は 関係者 () から聞いた ・保護者は この通告を (承知・拒否・知らせていない)	
通告者	氏 名		
	住 所	電話	
	関 係	家族・近隣・学校・保育所・病院・保健所・児童委員・警察	
	通告意図	子どもの保護 ・ 調査 ・ 相談	
	調査協力	調査協力 (諾 ・ 否) 当所からの連絡 (諾 ・ 否)	
通告者への対応		・自機関で実態把握する () ・その他 ()	
決 裁		年 月 日	

表3-2 (参考様式2)

相談・通告受付票		聴取者 ()	
受理年月日		令和 年 月 日 () 午前・午後 時 分	
子ども	ふりがな氏名		
	生年月日	平成・令和 年 月 日生 () 歳 男・女	
	住 所		
	就学状況	未就学 / 保・幼・小・中・高校 年 組 担任名 () 出席状況: 良好 欠席がち 不登校状態	
保護者	ふりがな氏名		
	職 業		
	続柄年齢	続柄 () 年齢 (歳)	続柄 () 年齢 (歳)
	住 所	電話	
主 訴 (程度、期間など)			
子どもの状況			
子どもの生活歴、生育歴など			
家庭の状況及び子どもの家庭環境		・きょうだいの有無 有 ・ 無 ・同居家族 ・DV被害等	
子どもの居住環境及び学校、地域社会等の所属集団の状況			
援助に関する子ども、保護者の意向			
過去の相談歴			
相談者	氏 名		
	住 所	電話	
	関係 (職業)	相談意図	保護・調査・相談
相談への対応 (緊急対応の要否)			
決 裁		年 月 日	

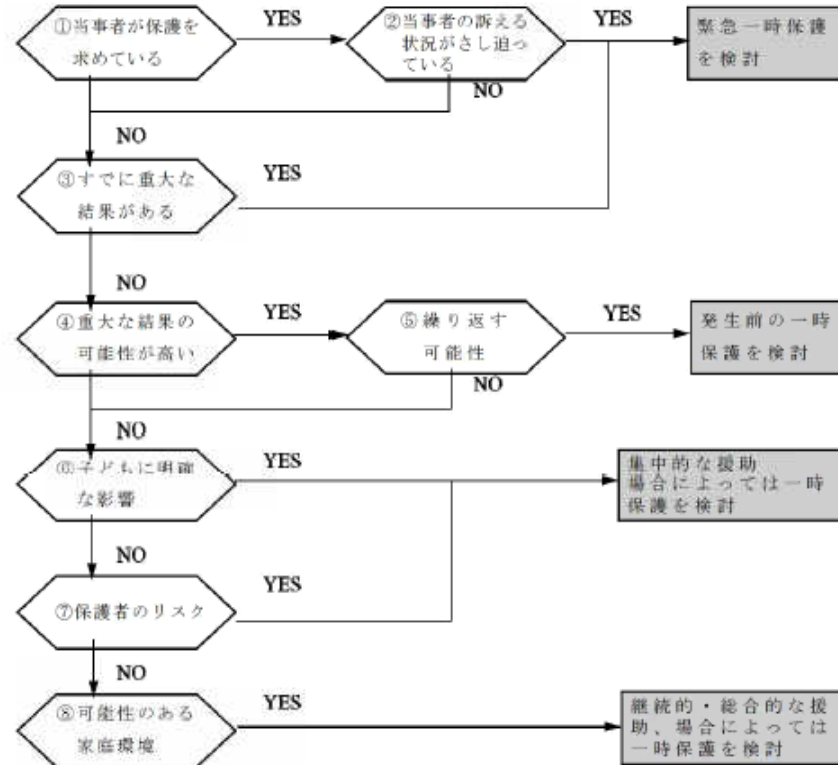
(参考2) 一時保護決定に向けてのアセスメントシートの様式

一時保護決定に向けてのアセスメントシート

① 当事者が保護を求めている?	☐ はい ☐ いいえ	* 情報
☐ 子ども自身が保護・救済を求めている ☐ 保護者が、子どもの保護を求めている		
② 当事者の訴える状況が差し迫っている?	☐ はい ☐ いいえ	
☐ 確認にはいたらないものの性的虐待の疑いが濃厚であるなど このままでは「何をすべきかわからない」「殺してしまおう」などの訴えなど		
③ すでに虐待により重大な結果が生じている?	☐ はい ☐ いいえ	
☐ 性的虐待（性交、性的行為の強要、妊娠、性感染症罹患） ☐ 外傷（外傷の種類と箇所： ネグレクト 例：栄養失調、衰弱、脱水症状、医療放棄、治療拒否、（ ）		
④ 次に何か起これば、重大な結果が生ずる可能性が高い?	☐ はい ☐ いいえ	
☐ 乳幼児 ☐ 生命に危険な行為 例：頭部打撃、顔面攻撃、首締め、シエーキング、道具を使った体罰、 逆さ吊り、戸外放置、溺れさせる、（ ） ☐ 性的行為に至らない性的虐待、（ ）		
⑤ 虐待が繰り返される可能性が高い?	☐ はい ☐ いいえ	
☐ 新旧混在した傷、入院歴、（ ） ☐ 過去の介入 例：複数の通告、過去の相談歴、一時保護歴、施設入所歴、「きょうだい」の虐待歴（ ） ☐ 保護者に虐待の認識・自覚なし 保護者の精神的不安定さ、判断力の衰弱		
⑥ 虐待の影響と思われる症状が子どもに表れている?	☐ はい ☐ いいえ	
☐ 保護者への拒否感、恐れ、おびえ、不安、（ ） ☐ 面接場面での様子 例：無表情、表情が暗い、鬱的体の緊張、過度のスキンシップを求め る、（ ） ☐ 虐待に起因する身体的症状 例：発育・発達遅れ、腹痛、嘔吐、白髪化、脱毛、（ ）		
⑦ 保護者に虐待につながるリスク要因がある?	☐ はい ☐ いいえ	
☐ 子どもへの拒否的感情・態度 例：拒否、愛情欠如、差別など不当な扱い、望まない妊娠出産、母子 健康手帳未発行、乳幼児健診未受診、 （ ） ☐ 精神状態の問題 例：鬱的、精神的に不安定、妊娠・出産のストレス、育児ノイローゼ、 （ ） ☐ 性格的問題 例：衝動的、攻撃的、未熟性、（ ） ☐ アルコール・薬物等の問題 例：現在常用している、過去に経験がある、（ ） ☐ 公的機関等からの援助に対し拒否的あるいは改善が見られない、改善す るつもりがない ☐ 家族・同居者間での暴力（DV等）、不和 ☐ 日常的に子どもを守る人がいない		
⑧ 虐待の発生につながる可能性のある家庭環境等	☐ はい ☐ いいえ	
☐ 虐待によるのではない子どもの生育上の問題等 例：発達や発育の遅れ、未熟児、障害、慢性疾患、（ ） ☐ 子どもの問題行動 例：攻撃的、盗み、家出、徘徊、虚言、性的逸脱、退行、自傷行為、 盗み食い、暴食、過食、（ ） ☐ 保護者の生育歴 例：被虐待歴、愛されなかった思い、（ ） ☐ 養育態度・知識の問題 例：意欲なし、知識不足、不適切、期待過剰、家事能力不足、 （ ） ☐ 家族状況 例：保護者等（祖父母、養父母等を含む）の死亡・失踪、離婚、妊娠・出産 ひとり親家庭等（ ）		

図 5-2

一時保護に向けてのフローチャート



(解説)

- A ①②③のいずれかで「はい」がある時 → 緊急一時保護の必要性を検討
- B ④に該当項目がありかつ⑤にも該当項目があるとき → 次の虐待が発生しないうちに保護する必要性を検討
- C ①～⑤いずれにも該当項目がないが⑥⑦のいずれかで「はい」がある場合
→ 表面化していなくても深刻な虐待が起きている可能性
→ あるいは虐待が深刻化する可能性
→ 虐待リスクを低減するための集中的援助。その見直しによっては一時保護を検討
- A～Cのいずれにも該当がなく、⑧のみに「はい」がある場合
→ 家族への継続的・総合的援助が必要。場合によっては、社会的養護のための一時保護の必要性を検討する

別添 1 (様式例) <一時保護決定通知書>

(注) 一時保護を開始する理由となった具体的事実の内容については、児童福祉法第 33 条第 1 項に規定する一時保護の目的に照らして具体的に記載すること。